

大阪府

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港 則 法 適 用	ピ ジ タ ー 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
3110003	堺(出島)	サカイ(デジマ)	1	堺市	大阪府	堺市沿岸 堺市出島		◎	○		S26.10.17	S38.6.22			
3110005	石津	イシヅ	1	堺市	大阪府	堺市浜寺		◎	○		S27.2.12	S38.2.14			
3110010	高石	タカシ	1	高石市	大阪府	高石市		◎	○		S27.2.12	S38.2.14			
3110020	田尻	タジリ	1	泉南郡田尻町	大阪府	田尻		◎	○		S27.2.12	H10.8.25			
3110030	岡田	オカダ	1	泉南市	大阪府	岡田浦		◎			S26.10.17	S39.1.17			
3110035	樽井	ヅルイ	1	泉南市	泉南市	樽井		○			H16.6.1				
3110040	西鳥取	ニシトリ	1	阪南市	大阪府	西鳥取		◎			S27.2.12				
3110050	下荘	シモショウ	1	阪南市	大阪府	下荘		◎			S27.2.12				
3110060	淡輪	タンワ	1	泉南郡岬町	大阪府	淡輪		◎			S26.10.17				
3110070	深日	フケ	1	泉南郡岬町	大阪府	深日		◎	○		S28.7.29	S32.5.14			
3110080	小島	コジマ	1	泉南郡岬町	大阪府	小島		◎			S27.2.12				
3120030	岸和田	キシワダ	2	岸和田市	大阪府	春木 大阪府藤巾着網		◎	○		S26.10.17	S40.10.2			
3120040	佐野	サノ	2	泉佐野市	大阪府	北中通野 泉佐野		◎	◎		S26.10.17	S38.12.28			

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は開税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ピジター(一時利用をいう。)受入欄については、ピジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。